第１章
計画策定にあたって

第 1 節　計画策定の趣旨

１．計画策定の背景・趣旨

「次世代育成支援対策推進法」は、少子化や核家族化などの進行により社会環境が変化する中で、家庭や地域の子育て力の低下に対応するため、次世代を担う子どもを育成する家庭の支援及び子どもが健全に育つための環境整備のために、平成 15 年 7 月に制定されました。この「次世代育成支援対策推進法」を受け、次世代育成支援のために、国・地方自治体・事業主それぞれが計画を策定し推進してきました。

上里町においても、平成 17 年 3 月に「上里町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子どもと子育て家庭への様々な支援策を行っております。

こうした取組みが全国的に行われている中、依然として少子化の流れは変わらず、ひとりの女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率は、平成 17 年には 1.26 まで落ち込み、その後は増加傾向にあるものの、長期的に人口を維持できる水準 2.07 より大幅に下回っています。

国では、予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成 18 年 6 月、少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする」観点からの施策の拡充という 2 点を重視した、「新しい少子化対策について」を決定しました。

さらに、平成 19 年 12 月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「結婚や出産・子育てに関する希望と現実の乖離の拡大」や「今後の人口構造の変化を踏まえた重点課題」が重点戦略策定における視点とし、就労と出産・子育ての二者択一状況を解消し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を車の両輪として進めていくことが必要なこととしています。

こうした状況を踏まえつつ、上里町においては、次世代育成支援行動計画前期計画を中期的に見直し、次世代を担う子どもの健全育成を、より一層充実させるために、新たに後期行動計画を策定するものです。

２．計画の位置付け

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づき、上里町におけるすべての子どもと家庭を対象に、子どもの家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

また、この計画は上里町総合計画をはじめ、母子保健計画、上里町はつらつプラン（児童育成計画）等の既存計画との整合性を図ることが重要となっています。

なお、この法律は平成 26 年度までの 10 年間の時限立法で、市町村行動計画はこの期間において集中的・計画的な取組みを推進するためのものとなっています。

３．計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取組みを促進するために制定されました。
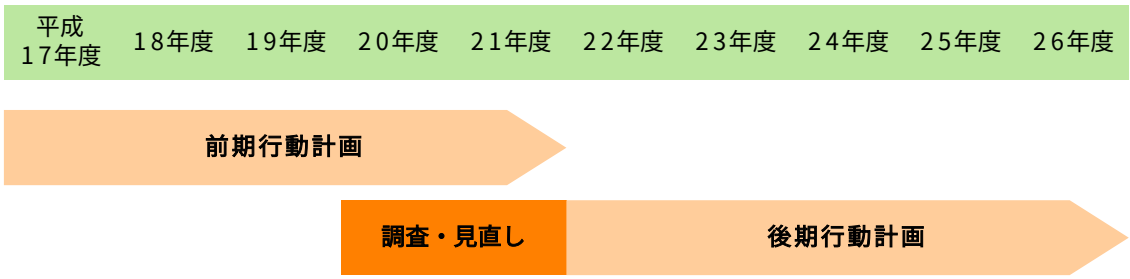
平成 17 年度を初年度とし平成 21 年度までの 5 年間を前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を後期とする 2 期 10 年間を計画期間とし、後期計画については前期計画に係る必要な検証を行ったうえで見直します。